相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前四丁目一七〇番地、最後の住所東京都練馬区南田中四丁目二四番七号ファミールクリヤマ三〇六

被相続人　亡　村田　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番一号虎ノ門第一法規ビル三階あきつ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市落合五丁目八番地、最後の住所東京都多摩市落合五丁目八番地一六―一〇三

被相続人　亡　川島　純生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区平河町二丁目一二番、最後の住所東京都千代田区平河町二丁目一番三号ＡＫＡＲＩ―ＢＩＬＬ

被相続人　亡　遠藤　和重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所東京都中央区八重洲二―一一―六八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区寿四丁目八番地一、最後の住所東京都港区南麻布五丁目一四番一三号有栖川ハイツ三〇一号

被相続人　亡　佐々木和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市豊田二丁目五五番地二三、最後の住所東京都日野市豊田二丁目五五番地の二三

被相続人　亡　遠藤泰一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市横根一二七八番地、最後の住所東京都大田区仲池上二丁目二四番八号大田区立特別養護老人ホーム池上

被相続人　亡　向後　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町三丁目六〇番地、最後の住所東京都西東京市泉町二丁目一二番九号

被相続人　亡　歌野　親春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋本町一丁目四番地一二、最後の住所東京都渋谷区南平台町八番一八号

被相続人　亡　島　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区上石神井南町三六〇番地、最後の住所東京都小平市小川東町二丁目一一番一号

被相続人　亡　伯野　基樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所東京都新宿区新宿一丁目二六番一号長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山四丁目二三番、最後の住所東京都港区西麻布四丁目一一番二―四〇一号友田方

被相続人　亡　森岡　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都港区六本木一丁目七番二七号全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市江刺区米里字下川辺一五九番地三、最後の住所東京都荒川区東尾久一丁目三〇番一二―四〇二号ダイアパレス田端

被相続人　亡　小菅眞智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京２１法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広津　佳子（登録姓　橘髙）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市残堀二丁目七四番地一九、最後の住所東京都武蔵村山市残堀二丁目七四番地の一九

被相続人　亡　飯島　保次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

東京都立川市曙町一―二五―一二オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　充